

かんとう保全ニュース

令和3年春号
2021年5月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 保全台帳と中長期保全計画の更新について
3. 新年度に確認すること ～非常時に慌てないために～

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第13条第2項に基づき、国家機関の建築物の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度、保全実態調査を実施しているところです。今年度につきましても、本調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

官庁建物実態調査については、官公法第9条に基づき、各府省庁等から提出された営繕計画書に関する意見を述べるために必要な調査

であり保全実態調査と合わせ実施しますので、こちらも、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、両調査とも、BIMMS-Nシステムを利用して、ご報告していただいております。

また、毎年開催していたBIMMS-N説明会ですが、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催に代わり資料配付とさせていただきます※。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

（※ 一部開催の予定あります。詳しくは担当営繕事務所等からのお知らせをご覧ください）

調査票記入期間（BIMMS-Nシステムへの入力期間）

令和3年5月24日（月）～令和3年7月30日（金）（第1グループ）

令和3年6月7日（月）～令和3年8月13日（金）（第2グループ）

（第1グループ）

最高裁判所
内閣府（宮内庁）（警察庁）
法務省
国土交通省（海上保安庁）（気象庁）
環境省
防衛省

（第2グループ）

衆議院
参議院
国立国会図書館
会計検査院
人事院
総務省

外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省（林野庁）（水産庁）
経済産業省（特許庁）



BIMMS-Nを利用した保全実態調査に関する問い合わせ先

担当事務所等	担当地区
保全指導・監督室	埼玉・茨城（※1）
東京第一営繕事務所	東京（※3）
東京第二営繕事務所	東京（※4）・千葉
甲武営繕事務所	東京（※5）・山梨
宇都宮営繕事務所	栃木・茨城（※2）
横浜営繕事務所	神奈川
長野営繕事務所	長野・群馬

※ 1: つくば市のみ

※ 2: つくば市を除く

※ 3: 練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区

※ 4: 足立区、葛飾区、荒川区、台東区、墨田区、江戸川区、中央区、江東区

※ 5: 中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外の地域



BIMMS-Nの入力についてよくある質問

➤ Q. 保全実態調査は、どのように調査するのでしょうか？

➤ A. インターネットからBIMMS-Nシステムにアクセスし、調査票にデータを入力します。

➤ Q. 保全実態調査で調査対象となる年度は、いつでしょうか？

➤ A. 保全実態調査の対象年度は、前年度の実績です。前年度の点検履歴や、光熱費のデータが必要となりますので、事前に準備をお願いします。

➤ Q. 入力中に、前に入力した項目のデータを修正するには、どうしたらよ

いのでしょうか？

➤ A. ブラウザの「戻る」ボタンではなく、BIMMS-Nシステムの「戻る」ボタン又は修正したい入力項目のタブを押して下さい。ブラウザの「戻る」ボタンを押した場合、入力した内容が消えます。

➤ Q. 調査票の入力で困った時は、どうしたらいいのでしょうか？

➤ A. ヘルプボタンを押すと、マニュアルが表示されます。



ヘルプボタン

2. 保全台帳と中長期保全計画の更新について

保全台帳と中長期保全計画は定期的な更新が必要です。



【保全台帳の更新】

建物概要←増築や大規模改修があった場合は更新が必要です。

点検記録←法令で定められた周期ごとに点検を行ったとき、更新が必要です。

修繕履歴←100万円以上の修繕・改修工事があった場合は追記が必要です。その年に該当の工事がなかった場合は「修繕なし」と記録を残しましょう。



【中長期保全計画の更新】

定期的な更新←施設経年により施設機能に変化が生じるため、5年以内に更新を行いましょ。

※BIMMS-Nにある保全業務支援機能の中長期計画作成は、平成27年度より運用開始しています。運用開始した平成27年度から28年度に作成した中長期保全計画は見直し時期を過ぎていますので更新が必要です。

改修・修繕終了時の見直し←改修。修繕により低下した機能を回復又は向上させているため、今後の改修計画を見直しましょう。

3. 新年度に確認すること ～非常時に慌てないために～

保全や維持管理に関する資料が揃っているか確認しましょう。

単年度の更新資料や複数年にわたり使用する資料が混在します。

更新のタイミングやそろえ方は、前任者からしっかり引き継ぎましょう。

【施設の概要・履歴】

- ・ 保全台帳
- ・ 中長期保全計画
- ・ 保全に関する資料
- ・ 建物の図面



【施設管理運営方針】

- ・ 維持管理業務の仕様書、
計画書・報告書
- ・ 庁舎管理規定
- ・ 災害時の緊急連絡体制

記録上の建物の状態や
運営を確認する

非常時に使用する設備を知りましょう。

施設用途や規模によって様々な設備が設置されています。

保守契約や点検業務委託の際に詳細を確認するのもいい方法です。



例)

防火設備

避難や延焼を押さえるための設備

防火扉、排煙たれ壁、排煙機、誘導灯など

消防設備

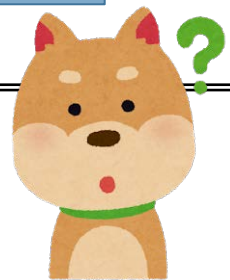
消火活動に使用する設備

消火器、スプリンクラー、不活性ガス消火、
屋内消火栓など



実物の建物を確認する

双方を把握することが重要



編集事務局
国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357
ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。
関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で重大な事故・故障が発生しましたら、下記までご報告願います。
営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01@gxb.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396
※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。